

家族介護者の 支援について

介護保険のここを教えて

Q & A

Q1

介護保険を使って
介護サービスを受
けるのは、どのよ
うな状態になった
ときですか。

A

①40歳から64歳の人の場合、初老期痴呆や脳血管障害など、老化に伴う病気によって介護が必要になったとき。②65歳以上の場合は、ねたきり、痴呆などで入浴、排泄、食事などの日常生活動作に介護が必要か、または、家事や身支度などの日常生活に支援が必要なきときです。

介護が必要かどうかの認定にあたっては、公正を期すため、家族構成や住宅事情などは考慮されず、あくまでご本人のからだの状態によって決まることに注意してください。介護保険制度が始まって4ヶ月、まだまだ制度の内容が知られていないのが実情です。わからないことがありました際は、お気軽に介護保険係（82 - 8818）にご相談ください。

介護保険制度が始まったのが4月ですので、本来であれば4月から保険料の支払いが始まっているのですが、国から特別対策が講ぜられたことで、4月から9月までの6ヶ月間は無料（国が立て替え）、その後1年間は、本来の保険料の2分の1払えばよいことになりました。

これにより、平成12年度の基準となる保険料を計算してみますと、

横芝町の保険料は月額2,205円ですので

基準保険料（月額）	10月～3月	特別対策	12年度（10月～3月）保険料
2,205円	×	6か月	×
		×	1/2 =
			6,615円です。

2,205円 × 6か月 × 1/2 = 6,615円です。

6,615円を基準として

A

10月から保険料の
支払いが始まると
聞きました。いく
ら払わなければな
らないのですか。

Q2